

## 議案第 1 1 2 号

山陽小野田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

山陽小野田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を次  
のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 2 8 年山陽小野田市  
条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 項、第 2 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改める。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第 6 条の 2 法第 2 6 条の 6 第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行  
休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る  
配偶者（法第 2 6 条の 6 第 1 項に規定する配偶者をいう。次条第 1 号及び第  
8 条第 1 項第 1 号から第 3 号までにおいて同じ。）の第 4 条第 1 号の外国で  
の勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の  
請求時には確定していなかったことその他市長がこれに準ずると認める事情  
とする。

第 7 条第 1 号中「（法第 2 6 条の 6 第 1 項に規定する配偶者をいう。以下こ  
の号及び次条第 1 項第 1 号から第 3 号までにおいて同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。

山陽小野田市職員の配偶者同行休業に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第3項まで、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）</u></p> <p>第6条の2 <u>法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。次条第1号及び第8条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他市長がこれに準ずると認める事情とする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2)・(3) (略)

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者 (法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。) が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2)・(3) (略)